

令和6年9月26日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

市民建産常任委員会
委員長 中野 敦史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について9月3日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第50号議案 古賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の規定が令和6年12月2日に施行され、現行の被保険者証は、同日以降、発行されなくなることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 条例第13条に規定している国民健康保険法第9条第9項が、改正後は同条第5項に繰り上がることから、条例中の第9項を第5項に改めるもの。
2. 国民健康保険法第9条第3項及び第4項に規定している、被保険者証の返還を求める条文が削除されることに伴い、改正後は「又は虚偽の届出をした」という条文に改めるもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第51号議案 古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 児童扶養手当法施行令に生じた項ずれに対応するため、条例第3条第2項第4号、第6号、第7号中の「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に、第8号中の「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改めるもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 66 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の規定が令和 6 年 12 月 2 日に施行され、現行の被保険者証は、同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1、関係市町村において行う事務における「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 67 号議案 市道路線の変更について

本案は、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を変更するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

委員で現地確認を行い、明らかになった事項は次のとおり。

1. 市道路線の変更に当たり、支障は認められなかった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 68 号議案 市道路線の認定について

本案は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

委員で現地確認を行い、明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 市道路線の認定に当たり、支障は認められなかった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 69 号議案 市道路線の廃止について

本案は、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

委員で現地確認を行い、明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 市道路線の廃止に当たり、支障は認められなかった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。